

岩舟町

2014年11月 第2号

地域協議会だより



9月6日（土）、西方総合文化体育館において「平成26年度栃木市地域自治交流会」が開催されました。

地域自治交流会とは、栃木地域まちづくり委員と大平・藤岡・都賀・西方・岩舟の各地域協議会委員の交流を通して、各地域の発展につなげていく事業です。

交流会では最初に各地域の会長がこれまで地域内で議論してきた身近な重要課題に関する意見書を山本副市長に手渡しました。（岩舟地域の意見書の詳細は2～3ページをご覧ください）



市では今後内容についての検討が行われ、今年度末には市からの回答が出される予定です。

その後、参加者約60名が8つの班に分かれ意見交換会を行いました。

栃木市の将来について、子育てしやすいまちづくり、安心安全なまちづくり等、8つのテーマに沿って各班熱い意見を交わしました。最後に各班の代表者が意見交換の結果を発表しました。子育て支援のさらなる充実、老人クラブ改革を通しての地域活性化、災害の多発する今こそ地域で防災意識を高める事業実施等、身近な課題に対する提言や要望が出されました。

栃木市地域自治交流会が開催されました

まちづくり懇談会「ふれあいトーク」が開催されました

栃木市内各地域を市長が訪問し、市民の皆さんと市長が直接話し合う、「まちづくり懇談会「ふれあいトーク」」が市内22会場で開催されました。ふれあいトークは市長がそれぞれの地域で、市民の皆さんのが日ごろ感じていることや行政への要望、ご意見等を直接伺い、課題を共有し、市政に反映するために行うものです。

初めての開催となる岩舟地区では10月29日静和地区公民館、30日岩舟町商工会館、31日岩舟健康福祉センター（遊楽々館）の3カ所が会場となりました。市長からの市政報告のほか、事前質問に対応する回答があり、フリートーク（自由討論）では道路整備工事の進捗状況、市有地の空き地の利用計画、公共施設の案内板の充実化等の質問要望がありました。



平成26年度[意見書]提出



減り、学校から離れた地域では、小学生が一人で下校する区間もあります。誘拐やわいせつ事件等が多発している今日では、防犯面の安全対策も講じる必要があると考えられることから要望します。

岩舟町地域協議会では、総務産業建設班、教育厚生班の二班の部会を設け、岩舟地域の課題を検討してきました。それらの課題について「意見書」をまとめ、市に提出しました。岩舟地域でまとめた9つの意見の内容は以下のとおりです。

1 通学路の安全対策について

①「仮称 通学路安全対策提案制度」の導入の要望

本制度は、地域ごとに一定の予算枠を設け、保護者や学校関係者の協議によって、通学路の安全対策を優先的に整備すべき箇所を絞り込み、歩道の整備や路側帯へのカラーブラッピング、横断歩道のハンプ化、中学生の下校時の安全確保のための防犯灯設置等といった事業を予算の範囲内で実施する制度です。

②スクールバス導入の要望

3 三毳山を中心とした観光振興について

①公園散策や農業体験等の付加価値を付けた宿泊施設を整備する



また、この問題は里山の管理も不可欠であることから、樹木の間伐や下刈りなど、里山の保全活動に対する補助制度の整備と、間伐材等を利活用してバイオマスエネルギーを生産する山林資源を活用できる施設の設置についても要望します。

一般家庭を含めた集落への侵入防止柵の設置等に対する補助事業の拡大と、市の鳥獣被害防止計画に基づく獣友会等と連携した捕獲体制の強化、捕獲報償金の増額を要望します。



休日・祝日には、鉄道で三毳山を訪れる観光客が多いので、JR岩舟駅や東武静和駅と三毳山を直結するふれあいバスを運行することで、多くの観光客の来場が期待できます。

③新たなブドウの活用方法についての提案

今年2月の雪害によりブドウの生産体制が崩壊しつつあることから、ワイナリーを建設して、観光客が収穫したブドウをワインにし、個別のラベルを張って収穫者に送る「マイワイン」づくり事業を始める。新たなブドウの活用策を講じることで、生産体制の立て直しが期待できます。

5 岩藤大規模開発について

岩舟、藤岡の両地域に跨る東武鉄道の沿線地域は、産・緑・住の複合都市開発を目指す地域として、これまで旧両町で「大規模開発連絡協議会」を設置し、事業化に向けた準備が行われてきましたが、経済情勢等の変化により、10年以上休止状態となっています。

提案

2 獣害対策について

①「獣害対策設備設置費補助金」制度の拡充の要望

一般家庭を含めた集落への侵入防止柵の設置等に対する補助事業の拡大と、市の鳥獣被害防止計画に基づく獣友会等と連携した捕獲体制の強化、捕獲報償金の増額を要望します。

②岩舟駅や静和駅と三毳山をつなぐバスの運行の提案

休日・祝日には、鉄道で三毳山を訪れる観光客が多いので、JR岩舟駅や東武静和駅と三毳山を直結するふれあいバスを運行することで、多くの観光客の来場が期待できます。

③新たなブドウの活用方法についての提案

岩舟駅周辺の地域については、駅南口を開設し、新たに住宅地を開発することを基本とした施策を展開するよう要望します。

静和駅の西側については、緊急車両の入れない狭隘道路が多く、災害時に被害を拡大させるおそれもあり、区画整理等の手法を用いた住環境整備計画の策定を要望します。

4 岩舟駅・静和駅周辺の開発について

岩舟駅周辺の地域については、駅南口を開設し、新たに住宅地を開発することを基本とした施策を展開するよう要望します。

近年松くい虫の被害による松の損傷がおびただしく、著しく景観を損ねています。このような環境の一刻も早い改善について、栃木県に働きかけをするよう要望します。

④みかも山公園内の松の枯損対策の要望

岩舟駅周辺の地域については、駅南口を開設し、新たに住宅地を開発することを基本とした施策を展開するよう要望します。

静和駅の西側については、緊急車両の入れない狭隘道路が多く、災害時に被害を拡大させるおそれもあり、区画整理等の手法を用いた住環境整備計画の策定を要望します。

市の総合計画にも新たな財源を確保するため、企業誘致を推進するとのことで、再度事業化を要望します。



6 認知症対策の個別支援策につ

認知症対策については認知症サポートセンター養成等で地域のサポートを手厚くしているところですが、住宅の散在するエリアについては、地域のサポートも限界があります。これまでの相談事例から、認知症患者を持つ世帯では、特に徘徊行動によって生じる事件や事故の発生に心を碎いております。そうした心配を少しでも解消するための個別支援策として、GPSを利用した居場所の確認システムを構築し、そのシステム機器の貸与制度を導入するよう要望します。

これまでの相談事例から、認知症患者を持つ世帯では、特に徘徊行動によって生じる事件や事故の発生に心を碎いております。そうした心配を少しでも解消するための個別支援策として、GPSを利用した居場所の確認システムを構築し、そのシステム機器の貸与制度を導入するよう要望します。

慮しているの

て
經濟的な
負担の軽減も

含め、多くの世帯が利用できるような制度導入を要望します。

7 子どもの居場所の整備について

①児童館の設置の要望

7
子どもの居場所の整備について

ゴミ収集所としてしか利用されていません。

た公園もいくつかあります。が、いずれも面積が狭く、遊具もないため、単なるゴミ収集所としてしか利用されません。

在公民館内にある図書室が利用されていますが、他地域の図書館と比べて蔵書数も少なく、CDやDVDといった視聴覚資料も取り扱っていないので、利用者は多くないようです。

岩舟地域の消防団でも新たな団員の確保が非常に困難になつてい

日頃の予防活動をはじめ、火災や地震等の災害発生時に地域住民の支えとなる消防団は、地域の防災力を高める上で重要な役割を担つており、今後も組織の充実・強化を支援する必要があることから、消防団員の確保にあたり、行政も積極的に取り組むことを要望いたします。

②公園、水遊び場の整備の要望

岩舟北境には総合運動公園がありますが、園内には遊具がなく、子どもたちの遊べる場所はありません

せん
一定規模の宅地開発に伴い
法令に基づいて開発業者が設置し

8 図書室の充実について

岩舟地域には図書館がなく、現



第3回地域協議会報告

平成26年7月29日

**議事1
〔報告〕**

使用料手数料の見直し方針について

【総合政策部 財政課】

◆概要

行政サービス提供に必要なコストを把握するため、平成25年4月に見直しを行わなかった使用料・手数料について、消費税転嫁を含めた原価計算を行う。その結果見直しの必要のあるものは改定を検討する。

**議事2
〔意見聴取〕**

投票区の見直しについて

【選挙管理委員会】

◆概要

現在、栃木市の投票区は、86か所の投票区があり、旧市町ごとにみると、投票所の数や有権者数などの不均衡が見られるほか、一部の投票所ではバリアフリーが未整備のところもある。そのような事情から、今後は新たな基準により市全域を対象とする投票区の見直しを行い、選挙事務の効率的な執行と選挙経費の節減を図るととも



に選挙事務の適正化を図る。

②岩舟第9投票区（豊岡文化伝承館）を、岩舟第6投票区（岩舟総合支所）に統合して岩舟第4投票区とする。

岩舟地域では13ヶ所の投票所が、以下のとおり7ヶ所に統合されます。
なお、岩舟第1投票区（和泉公民館）は、変更ありません。

①岩舟第2投票区（静和小学校）と、岩舟第3投票区（芝宮公民館）と、岩舟第4投票区（上サ公民館）を統合して、**岩舟第2投票区**とし、投票所を**静和地区公民館**とする。

③投票所は、原則として小中学校や公民館等の公共施設とし、またバリアフリー化され、駐車場のある施設を優先する。

②1つの投票区の標準規模は、有権者数が概ね100人から400人として、上限を五〇〇人とする。

○○○人として、上限を五〇〇人とする。

○○○人として、上限を五〇〇人とする。

②岩舟第9投票区（豊岡文化伝承館）を、岩舟第6投票区（岩舟総合支所）に統合して岩舟第4投票区とする。

投票区	投票所	有権者
岩舟第2	静和小学校	1,655人
岩舟第3	芝宮公民館	786人
岩舟第4	上サ公民館	695人



投票区	投票所	有権者
岩舟第2	静和地区公民館	3,136人

投票区	投票所	有権者
岩舟第7	茂呂本郷公民館	1,584人
岩舟第8	下津原集会所	1,510人



投票区	投票所	有権者
岩舟第5	岩舟小学校	3,094人

③岩舟第7投票区（茂呂本郷公民館）と、岩舟第8投票区（下津原集会所）を統合して**岩舟第5校**とする。

投票区	投票所	有権者
岩舟第6	岩舟総合支所	1,843人
岩舟第9	豊岡文化伝承館	879人



投票区	投票所	有権者
岩舟第4	岩舟総合支所	2,722人

④ 岩舟第11投票区（下岡公民館）を、
岩舟第10投票区（小野寺ふれあ
い館）に統合して岩舟第6投票
区とする。

投票区	投票所	有権者
岩舟第12	小野寺地区公民館	832人
岩舟第13	田代公民館	289人



投票区	投票所	有権者
岩舟第7	小野寺地区公民館	1,121人

⑤ 岩舟第13投票区（田代公民館）を、
岩舟第12投票区（小野寺地区公
民館）に統合して岩舟第7投票
区とする。

投票区	投票所	有権者
岩舟第10	小野寺ふれあい館	684人
岩舟第11	下岡公民館	920人



投票区	投票所	有権者
岩舟第6	小野寺ふれあい館	1,604人

⑥ 投票区の統廃合に伴い、投票区
番号を変更する投票区

⑥ 投票区の統廃合に伴い、投票区
番号を変更する投票区

投票区	投票所
岩舟第5	岩舟中学校



投票区	投票所
岩舟第3	岩舟中学校

議事4 〈意見聴取〉
【建設水道部 水道業務課】
〈地域協議会の意見〉 原案通り了承

する。

らはスタンプラリーも実施する。
岩舟地域においては岩舟総合支
所、岩舟公民館図書室、遊楽々館、
いわふねフルーツパークがスポッ
トである。



TOCHIGI KOEDO BRAND
栃木市

◆ 概要
特産品や農産物に認定される「い
わふねブランド」、「とちぎ小江戸
ブランド」の再編方法について、
とちぎ小江戸ブランドに一本化す
る。

◆ 概要
「地域協議会の意見」原案通り了承
する。

◆ 概要
特産品や農産物に認定される「い
わふねブランド」、「とちぎ小江戸
ブランド」の再編方法について、
とちぎ小江戸ブランドに一本化す
る。

◆ 概要
「地域協議会の意見」原案通り了承
する。

◆ 概要
特産品や農産物に認定される「い
わふねブランド」、「とちぎ小江戸
ブランド」の再編方法について、
とちぎ小江戸ブランドに一本化す
る。

◆ 概要
特産品や農産物に認定される「い
わふねブランド」、「とちぎ小江戸
ブランド」の再編方法について、
とちぎ小江戸ブランドに一本化す
る。

議事5 〈意見聴取〉
下水道使用料の統一及び下水道受
益者負担金の再編について
【建設水道部 下水道課】

◆ 概要
「地域協議会の意見」原案通り了承
する。

◆ 概要
「地域協議会の意見」原案通り了承
する。

◆ 概要
「地域協議会の意見」原案通り了承
する。

議事1 〈意見聴取〉
平成26年8月29日
【総合政策部 地域まちづくり課】
及び同条例施行規則（案）につい
て

◆ 概要
合併時に旧町の区域に導入され
た地域自治区制度が、平成27年3
月31日をもって終了することに伴
い、身近な地域のまちづくりを推
進し、住みやすく活力のある地域
社会の実現を図るため、栃木市地
域づくり推進条例及び同条例施行
規則を制定する。

第4回地域協議会報告



◆ 概要
「地域協議会の意見」原案通り了承
する。

◆ 概要
「地域協議会の意見」原案通り了承
する。

◆ 概要
「地域協議会の意見」原案通り了承
する。

◆ 概要
「地域協議会の意見」原案通り了承
する。

議事2 〈意見聴取〉

栃木市文化振興計画（素案）について

【教育委員会 文化課】

◆概要

栃木市の文化芸術の基本的な考え方を示し、体系的な施策の展開を図るために本計画を策定する。

〈地域協議会の意見〉 原案通り了承する。



議事4 〈報告〉

一般廃棄物処理基本計画の策定について

【生活環境部 環境課】

◆概要

法律に基づき栃木市のごみの処理についての計画を策定する。

〈協議事項〉 意見書について

◆概要

地域自治交流会（表紙参照）に提出する意見書について内容を確定した。

〈議事3 〈意見聴取〉〉
栃木市文化会館条例及び栃木市文化会館条例施行規則の一部改正について

【教育委員会 文化課】

◆概要

岩舟文化会館に関する使用料は市民の施設利用の利便性、平等性の確保ができるように統一する。

〈地域協議会の意見〉 原案通り了承する。

協議事項

第5回地域協議会報告

平成26年9月29日

〈議事2 〈意見聴取〉〉
栃木市総合計画（改訂版）の策定について

【総合政策部 総合政策課】

◆概要

新たな地域自治制度について
新たな地域自治制度の中心的組織となる地域会議とまちづくり実働組織について岩舟の現状と照らし合わせながら、意見交換を行つた。

〈地域協議会の意見〉 原案通り了承する。

第6回地域協議会報告

平成26年10月27日

福祉タクシー料金助成事業の見直し

〔議事1 〈報告〉〕

しについて

【保健福祉部 社会福祉課】

◆概要

平成27年4月から次のとおり実施する。

- ◇第8回 1月29日（木）
- ◇第9回 2月18日（水）
- ◇第10回 3月25日（水）
- ◇第7回 12月22日（月）

今後の地域協議会の予定



会場はいざれも岩舟総合支所
会議室棟 1階 第1会議室で10
時から開催します。
※会議は傍聴できますのでご希望
の方は開始時間までに会場にお
越しください。

岩舟町地域協議会だより

第2号

平成26年11月20日発行
発行 岩舟町地域協議会研究会
編集 広報部会

〒329-4392

栃木市岩舟町静5133番地1
岩舟総合支所 地域まちづくり課
電話 0282-55-7751 fax 0282-55-4910
E-mail i-chiiki@city.tochigi.lg.jp